

# 紫波町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月20日

紫波町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

紫波町は、町の中央から西部は平坦で土地利用型の稲作が盛んなことから、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化が進んでいる。一方、東部は北上山地に属する山間丘陵地で県内屈指の生産量を誇る果樹地帯であるが、遊休農地の発生が懸念され、その解消に努めていかなければならない。このように農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた担い手への農地利用の集積・集約化を図るため「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう指針として具体的目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。

### 組織の体制等について

- (1) 農業委員及び推進委員が連携して農地利用の最適化の推進に係る現地活動を行うため、地域ごとに農業委員及び推進委員からなる地域推進班（以下「推進班」という。）を編成する。
- (2) 総会開催日などの機会に農地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を開催し、農業委員及び推進委員が情報交換や対策の協議を行い、農業委員及び推進委員が総意のもと現地活動を行う体制を構築する。
- (3) 農地利用の最適化の推進は、市町村、農林公社、県農業公社、農業協同組合、土地改良区が役割を分担しながら協働で取り組むことが効果的であることから、関係機関との連携を図る。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する紫波町の農業経営の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                    | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状<br>(令和5年3月)    | 5,600 ha   | 61 ha     | 1.11 %       |
| 3年後の目標<br>(令和8年3月) | 5,600 ha   | 58 ha     | 1.04 %       |
| 目 標<br>(令和12年3月)   | 5,600 ha   | 54 ha     | 0.96 %       |

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農政小委員会において、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について要項を定め調査を実施する。利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

具体的には、推進班ごとに調整会議を実施し、遊休化が認められた農地の事前調査を行うなど、効率的に進める。

利用意向調査は、事務局から発送する一斉調査のほか、必要に応じて推進班における意向聴取など適正かつ迅速な意向把握に努める。

調査結果は、農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録と公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構へ協議の申し入れを行う。

借入基準に適合しない農地は登録農地への登録、もしくは非農地判断する。

##### ③農地再生のための支援

農地の再生を行おうとする者への支援は、調整会議等で検討し、きめ細かい対応をする。

##### ④適正な非農地判断

利用状況調査によって、再生利用困難に区分された荒廃農地については、速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の進捗等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                    | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B)  | 集積率(B/A) |
|--------------------|------------|----------|----------|
| 現 状<br>(令和5年3月)    | 5,600 ha   | 4,076 ha | 72.8 %   |
| 3年後の目標<br>(令和8年3月) | 5,600 ha   | 4,166 ha | 74.4 %   |
| 目 標<br>(令和12年3月)   | 5,600 ha   | 4,286 ha | 76.5 %   |

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員及び推進委員は、地域（集落等）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに参画し、担い手への農地の利用集積・集約に取り組む意欲の向上を図る。

#### ②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し（1）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する農家の農地、（ウ）利用権設定期間が満了する農地などのリスト化を行い農地中間管理事業の活用や担い手との利用調整を図る。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の経営改善が円滑に進むよう利用調整を図る。

中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない地域では、農地中間管理機構による基盤整備事業等の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

特に担い手への農地の利用集積・集約を促進しようとする地区がある場合は、重点地区として集中的に農地調整活動をする。

#### ④農地の所有者を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者を確知できない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の進捗等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の推進目標

|                    | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）<br>（新規参入者取得面積） |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状<br>（令和5年3月）    | 3 人<br>（ 1.5 ha）          | 1 法人<br>（ 0.5 ha）         |
| 3年後の目標<br>（令和8年3月） | 3 人<br>（ 1.5 ha）          | 1 法人<br>（ 0.5 ha）         |
| 目 標<br>（令和12年3月）   | 3 人<br>（ 1.5 ha）          | 1 法人<br>（ 0.5 ha）         |

#### (2) 具体的推進方法

新規参入者が農業に夢や希望を抱いて取り組めるよう支援体制を整えていく。

##### ①関係機関との連携

新規就農者の窓口となっている紫波町農林公社をはじめ関係機関と支援チームをつくり、農地の確保から自立まで長期的な支援をする。

##### ②新規就農フェア等への参加

町と連携して農業委員、推進委員が新規就農フェアに参加し、就農希望者の情報収集に努める。

##### ③企業参入の推進

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して企業の参入を図る。

##### ④農業委員のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、自らのスキルを活用して、農業技術、経営、未来設計など新規就農者に必要な知識の習得に協力し、地域の受け入れ条件の整備を図る。

また、農業者年金制度を周知し、必要に応じて個別訪問による加入推進活動を行う。

#### (3) 新規参入の推進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

紫波町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家の意向把握と相談対応
- ・「地域計画」に位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的見直しへの協力